

東京学連剣友連合会・東京都学生剣道クラブ 剣道講習会のお知らせ

東京学連剣友連合会会員および東京都学生剣道クラブ登録大会員の剣道研修を目的として、東京都剣道連盟公認の講習会を下記の通り開催いたします。

東京学連剣友連合会会員で特に4、5段受審を希望される方、錬士号、教士号取得希望者、東京都剣道連盟登録審査員・審査員、登録審判員は受講されるようお願いいたします。また、各大学・学校・職場等で指導的立場にある先輩方は段位称号に関係なくお申し込み下さい。

また、東京都学生剣道クラブ登録大学の大学生（指導的立場にある3、4年生で3段以上、各大学2名以上）は受講を必須とします。

なお本講習会修了者は講習手帳に「押印」（東京都剣道連盟公認印）されます。

記

1. 主催 （一財）東京都剣道連盟、東京学連剣友連合会、東京都学生剣道クラブ
 2. 日時 平成30年4月22日（日） 午前 9時00分受付 午前 9時50分講習開始
 3. 場所 日本体育大学世田谷（深沢）キャンパス 剣道場 ※詳細につき別紙参照願います
 4. 参加資格および対象
 - 1) 東京学連剣友連合会会員（登録会員・一般会員）について
 - イ) 本会の会員（登録会員・一般会員）であること。
 - ロ) 剣道「錬士」および「教士」を受審予定の方。
 - ハ) すでに錬士・教士の称号受有の方。
 - ニ) 東京都剣道連盟の登録審査員・審査員および登録審判員の方。
 - ホ) 大学、職場等で指導的立場にある方。
 - 2) 東京都学生剣道クラブ会員（大学生）について
 - イ) 学生3、4年生で3段以上の者、各大学2名（幹部を含む）以上が出席のこと。
－学生剣道の資質向上を目的として参加必須となっています－
 - 3) その他の東京都剣道連盟に加盟する連盟・剣友会・会社・団体・学校等の指導的立場の方。
5. 持参するもの
剣道具一式、木刀（大・小）、講習手帳、日本剣道形解説書、試合審判規則、剣道試合審判運営要領
剣道講習会資料、筆記用具他
6. 受講料
東京学連剣友連合会 会員： 3,500円（昼食の弁当・飲物・保険代を含みます）
東京都学生剣道クラブの会員 学生クラブへ申込み
7. 講習時間と内容および担当講師（敬称略）

| 時 間 | 内 容 |
|-------------|--------------------|
| 09:50～10:00 | 開会式 |
| 10:00～12:00 | 審判法 （ 中島博昭 教士八段 ） |
| 12:00～12:50 | 昼 食 休 憩 |
| 12:50～14:20 | 日本剣道形（ 高寺恒穂 教士八段 ） |
| 14:20～14:30 | 休 憩 |
| 14:30～15:40 | 指導法 （ 袴田大蔵 教士八段 ） |
| 15:40～15:50 | 閉会式 |
| 16:00～17:00 | 東京学連剣友連合会 合同稽古会 |

9. 申し込み手順 (A→B→C)

<東京学連会員・東京都内他の剣道連盟の方>

A: 各大学支部毎に参加者をまとめメールにて東京学連・事務局藤野あてに申し込みをする(OBのみです)。

B: 受講費用を銀行振込する。

★ (事務局担当の方へのお願い)

※電子メール (eメール) にて申込ください

Email : info@gakuren.jp

三菱東京UFJ銀行 新丸の内支店 普通口座 3337295 東京学連剣友連合会

<東京都学生剣道クラブ加盟大学の方>

C: 東京都学生剣道クラブ 榊原 まで申込書を大学単位でメールまたは郵送する。

★ (大学担当の方へのお願い)

※電子メール (eメール) にて申込ください

Email : tokyotogakuseikendoclub@yahoo.co.jp

〒102-0091

東京都千代田区北の丸公園 2-3

関東学生剣道連盟内 東京都学生剣道クラブ 榊原 健太宛

携帯080-2697-5879

(東京都学生剣道クラブホームページ <http://tokyotogakusei-kendoclub.com>)

三菱東京UFJ銀行 新丸の内支店 普通預金3320261 講習会 東京都学生剣道クラブ

※また他地区剣連からのお申込は各団体で取り纏めの上、各団体の事務局経由で東京学連までお申込下さい。

① 受講費用 3,500円 (昼食の弁当・飲物・保険代を含みます)

② 「講習会資料」の必要な方は

講習手帳 (¥200) 日本剣道形解説書 (¥200) 試合審判規則 (¥350)

剣道試合審判運営要領 (¥150) 剣道講習会資料 (¥500)

それぞれの必要数を「申込書」に明記し、振込して下さい。

締切：平成30年4月16日 (月) 必着

10. その他

イ) 「錬士」号および「教士」号受審のかたは、過去3年間に公式講習会を3回以上の受講が必須とされています。(東京都剣道連盟規程)

ロ) 会場付近は駐車できません。

以上